

# 税制・税務行政の変化に立ち向かう

……記帳・保存義務化、税務調査の変化、増税攻勢……

税制懇事務局長 小田川 豊作（宮澤税務会計事務所：関信ブロック）

【はじめに】記帳と保存の義務化、税務調査の変化、消費税大增税など増税攻勢の中で、これに応えるかたちで、小田川税制懇事務局長が講師用として作成したレジュメをご紹介します。

なお、このレジュメの概要は、税制懇ニュースNo.56（2014年2月1日）で掲載しましたが、ここでは、記帳義務化の法律関係（新旧対象）を含めてアップしましたので、ご活用ください（2014年1月 編集部）。

## I 記帳・保存義務化

- ・青色申告者（改正なし） 記帳保存義務あり 罰則なし、特典あり
- ・白色申告者 特定の者 簡易な記帳と保存 罰則なし、特典なし
- （25.12.31まで） 特定の者以外 記帳・保存義務なし 罰則なし、特典なし

23年12月2日改正 → 26年1月1日から施行

すべての白色申告者 簡易な記帳と保存 罰則なし、特典なし

あえていえば

・記帳の程度と保存期間 別紙 庁パンフ  
（簡易な記帳は、昭和59年大蔵省告示37号）

### ① 義務化の影響

課税庁の狙い 実額課税  
制裁として  
概算必要経費強制適用（低率…政府検討事項）  
税務調査の効率化  
真の狙いは消費税（25年度から課税庁は  
調査実績順番を消費税トップに）

### ② 課税庁との具体的な展開

- ・記帳せず、保存せず どうなる？

\*1 義務化されたことから、必然的に帳簿調査となる。帳簿を検査せずに行われる調査は違法として取消しとなる。ただし、検査困難の事情あれば帳簿調査なしで更正できるとしている。

\*2 通則法改正により、すべての不利益処分に理由附記。白色申告も理由附記。

……………  
\*2 の理由附記を理由として記帳義務化を課してきたもの

申告段階は変化なし。収支内訳書つけない。

税務署から「お尋ね文書」

応じないと署への「呼出し文書」

机上調査あるいは実地調査へ

推計課税により処理（理由は附記される）

同業者比率適用、重加算税不適用、6・7年遡及なし

概算必要経費強制適用が導入されると、多額追徴

・記帳、保存した どうなる？

申告段階 収支つける、つけないで……

収支つけないければ、呼出しまで上の「せず」のパターン……要は調査を呼び込む

収支つけたが調査にこられたとき（収支つけない場合を含む）

帳簿調査、保存されている原始記録の照合

収支内訳書と帳簿・書類が一致……問題なし

一致していない（収支がない）……実額課税で多額追徴

場合によっては、仮装・隠ぺいとして重加算税、7年遡及（理由附記される）

・消費税では

課税事業者 一般か簡易の選択を適切に

簡易なら課税売上高の把握の問題 記帳保存直接的影響なし

一般なら帳簿と書類の両方の保存不可欠 所得税調査と連動

### ③ 実務

・収入除外はだめ（偽り不正で7年遡及）

・純額主義（売上金で経費を支払ったので、両方記帳せず）はだめ

・家事消費の計上

・必要経費は細かく拾い上げる（むだな納税に）

領収書等もらえない・わすれた場合 出金伝票を作り、必要経費として記帳

・家事関連、事業関連要注意（税務署は「推認事案」として臨んでくる）

・青色選択を検討 経営の規模、今後の事業拡大、青色特典の活用、納税額（追徴想定額ふくめ）と記帳事務負担の損得、税務署との関係（負担）

## II 通則法改正と税務調査の変化

・課税庁の方針転換……調査手続は「実地の調査」のみが適用対象

調査手続きの厳格化と煩雑化 → 調査件数減少 → 接触率低下 → コンプライアンスと申告水準低下 → 接触率維持の対策 → 行政指導の活用 → お尋ね文書による自主的見直し → 回答しないものに対する呼出し・机上調査

- ・お尋ね文書の対応 注意！ 加算税に影響
  - 1 回ルール……お尋ね（行政指導段階）で誤り是正 → 加算税なし
  - お尋ね未回答 → 呼出し（机上調査）で是正 → 加算税賦課
  - 呼出しにも未対応 → 実地調査（全般的調査に拡大）
  - \* 実地の調査に準ずる「行政指導」は問題あり！反撃のたたかい必要
- ・推認事案への対処 供述と間接証拠の収集
  - 「質問応答記録書」＝全国統一の様式で圧力……別紙資料
  - \* 応ずる必要はない
  - \* 強要は刑法 193 条・職権乱用罪に
  - \* 行政機関が保有する個人情報に該当し、全文開示請求できる
- ・再調査の厳格化
  - 所得税調査で譲渡所得も同時調査
- ・相続税基礎控除引下げに対応して、死亡者全数に申告案内と申告書送り付け

### Ⅲ 増税攻勢に立ち向かう

#### ① 消費税率アップ＝26 年 4 月 1 日から 8%

転嫁が重要 できない場合…簡易・免税はもろに資金圧迫  
一般も消費税が還付されるまで資金圧迫

#### ② 住宅ローン控除の延長・拡充

29 年 12 月 31 日まで延長

\* 26 年 4 月から 29 年 12 月居住については拡充

居住年	借入金等の年末残高の限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
25 年	2,000 万円	1.0%	20 万円	200 万円
26 年 1 月～26 年 3 月	2,000 万円	1.0%	20 万円	200 万円
26 年 4 月～29 年 12 月	4,000 万円	1.0%	40 万円	400 万円

※ 「26 年 4 月～29 年 12 月」の欄の金額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 8% 又は 10% である場合の金額であり、それ以外の場合における借入金等の年末残高の限度額は「26 年 1 月～3 月」の欄の金額となる。

#### ③ 相続税の増税＝27 年 1 月 1 日から適用

基礎控除 5 千万 + (1 千万 × 法定相続人数) を  
3 千万 + (6 百万 × 法定相続人数) に 40% 減



# 記帳義務関連法規の改正と解説

赤は削除、青は改訂

改正前 (25.12.31 まで)	改正後 (26.01.01 から)	解説 (26.01.01 以降の取扱い)
<p>所得税法</p> <p>(事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等)</p> <p>第二百三十一条の二 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者(青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者を除く。)で、その年の前々年分の確定申告書(修正申告書を含む。以下この項において同じ。)に係るこれらの所得の金額の合計額がその年の前年十二月三十一日において三百万円を超えるもの又はその年の前年分の確定申告書に係る当該合計額がその年の三月三十一日において三百万円を超えるもの(これらに準ずる者として財務省令で定める者を含む。)は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿(その年においてこれらの業務に関して作成し、又は受領した書類で財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。)を保存しなければならない。</p> <p>2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定の適用を受ける者の所得税に係る同項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の調査に際しては、同項の帳簿を検査するものとする。ただし、当該帳簿の検査を困難とする事情があるときは、この限りでない。</p>	<p>所得税法</p> <p>(事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等)</p> <p>第二百三十一条の二 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者(青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者を除く。)は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿(その年においてこれらの業務に関して作成したその他の帳簿及びこれらの業務に関して作成し、又は受領した財務省令で定める書類)を保存しなければならない。</p> <p>2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定の適用を受ける者の所得税に係る同項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の調査に際しては、同項の帳簿を検査するものとする。ただし、当該帳簿の検査を困難とする事情があるときは、この限りでない。</p>	<p>1 項は帳簿備付と記帳および帳簿保存を規定している。</p> <p>改正前は対象者を限定し、前々年・前年の所得金額基準を設けていたが、削除した。したがって、規定が別の青色申告者を除いて、業務を行う居住者(要はすべての個人白色事業者)に、帳簿の備付と記帳かつ帳簿・書類の保存が義務付けられた。</p> <p>「かつ」とは、「それに加えて」という意味。</p> <p>なお、罰則はない。</p> <p>記帳は、簡易な方法による。</p> <p>保存は、「その他の帳簿」が加わり、帳簿と書類とされた。</p> <p>記帳対象者の限定がなくなったため、その詳細を決めていた所得税法施行規則第 101 条は全条削除される。</p> <p>2 項は帳簿検査制度を規定しているが、改正なし。</p> <p>すべての個人白色事業者に記帳・保存義務が課せられたことから、調査は青色、白色の区別なく原則的に帳簿調査となる。</p> <p>保存されている帳簿を検査せずに行われる調査は違法調査として、取消の対象となる。</p> <p>記帳の程度は問われないが、ただし書により、帳簿検査なしの調査もありうる。</p> <p>3 項は事業所得を有する者の記録保存制度を規定している。「記録</p>

<p>の検査を困難とする事情があるときは、この限りでない。</p> <p>3 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者で、その年の前々年分の確定申告書若しくは総収入金額報告書（次条に規定する総収入金額報告書をいう。以下この項において同じ。）をその年の前年十二月三十一日において提出しているもの又はその年の前年分の確定申告書若しくは総収入金額報告書をその年の三月三十一日において提出しているもの（これらに準ずる者として財務省令で定める者を含む。）は、財務省令で定めるところにより、その年においてこれらの業務に関して作成し、又は受領した帳簿及び書類（第一項の規定の適用を受けて保存している帳簿及び書類を除く。）を保存するものとする。ただし、第四百四十八条第一項（青色申告者の帳簿書類）（第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合は、この限りでない。</p>	<p>削除</p>	<p>保存対象者」の規定である。</p> <p>1項の改正で、すべての個人事業所得者に記帳義務・保存義務が課されることから、3項は必要がなくなるため削除される。</p> <p>これに対応する施行規則第103条は、保存に関する規定を施行規則第102条に整理統合したうえで削除される。</p>
<p>所得税法施行規則</p> <p>（事業所得等に係る取引に関する帳簿書類の備付け等を要する者の範囲）</p> <p>第百一条 法第二百三十一条の二第一項（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）に規定する財務省令で定める者は、その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者及びその年の前々年分の確定申告書若しくは修正</p>	<p>所得税法施行規則</p> <p>削除</p>	<p>所法231の2①の改正により、すべての個人事業所得者に記帳義務・保存義務が課せられたことから、この条は必要がなくなる。</p>

<p>申告書に係るこれらの所得の金額の合計額がその年の前年十二月三十一日において三百万円を超える者又はその年の前年分の確定申告書若しくは修正申告書に係る当該合計額がその年の三月三十一日において三百万円を超える者を除く。)で次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 その年の前々年分の所得税につきその年の前年十二月三十一日以前に更正又は決定を受けた者で当該前々年分の法第二百三十一条の二第一項に規定する所得の金額の合計額が同日において三百万円を超えるもの</p> <p>二 その年の前年分の所得税につきその年の三月三十一日以前に更正又は決定を受けた者で当該前年分の法第二百三十一条の二第一項に規定する所得の金額の合計額が同日において三百万円を超えるもの</p> <p>(事業所得等に係る取引に関する帳簿の記録の方法及び帳簿書類の保存)</p> <p>第二百二条 法第二百三十一条の二第一項(事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等)の規定の適用を受ける同項に規定する居住者又は非居住者は、同項の規定により、帳簿を備え、その適用を受ける年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように、これらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引(その年の前年十二月三十一日において同項の規定に該当していなかった者がその年の三月三十一日において同項の規定に該当することとなった場合には、同年四月一日以後の取引)でこれらの所得に係る総収入金額及び必要経費に関する事項を、次項に規定する記録の方法に従い、整然と、かつ、明りように記録しなければならない。</p>	<p>(事業所得等に係る取引に関する帳簿の記録の方法及び帳簿書類の保存)</p> <p>第二百二条 法第二百三十一条の二第一項(事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等)に規定する居住者又は非居住者は、帳簿を備え、その適用を受ける年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように、これらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引でこれらの所得に係る総収入金額及び必要経費に関する事項を、次項に規定する記録の方法に従い、整然と、かつ、明瞭に記録しなければならない。</p> <p>2 法第二百三十一条の二第一項に規定する財務省令で定める簡易な方法は、財務大臣の定める記録の方法とする。</p> <p>3 法第二百三十一条の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 その年分の決算に関して作成した棚卸表その他の書類</p> <p>二 その年において法第 231 条の 2 第 1 項に規定する業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書そ</p>	<p>規則 102 条 1 項および 2 項で、所得金額算出計算に必要な損益(総収入金額と必要経費)を、財務大臣が定める簡易な記録方法によって、整然、明瞭に記録することを規定している。</p> <p>また、財務大臣が記録方法を変更したときは告示することを 6 項で規定している。</p> <p>財務大臣の告示は (昭和 59 年大蔵省告示第 37 号) 「所得税法施行規則第 102 条第 1 項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の簡易な記録の方法を定める件」 で、昭和 60 年分の所得税から適用されており、今回も変更されていない。</p> <p>この項は、保存すべき書類を規定している。</p> <p>財務省令で定める書類は、いわゆる「帳簿代用書類」とされていたものである。</p> <p>改正前の規則 103 条 2 項の保存内容とこの項を統合して整理した。</p>
--	---	---

<p>2 法第二百三十一条の二第一項に規定する財務省令で定める簡易な方法は、財務大臣の定める記録の方法とする。</p> <p>3 法第二百三十一条の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、その年において同項に規定する業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類（自己の作成したこれらの書類の写しを含むものとし、同項に規定する総収入金額又は必要経費に関する事項の記載のあるものに限る。）で、帳簿に当該総収入金額又は必要経費に関する事項を記録することに代えて日々の合計金額を一括して記録した場合の当該事項の記載のあるものとする。</p> <p>4 法第二百三十一条の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する居住者又は非居住者は、同項の規定により、第一項の帳簿（前項に規定する書類を含む。）を、七年間（同項に規定する書類にあつては、五年間）、その者の住所地若しくは居所地又はその営む事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。この場合において、同項に規定する書類は、これを整理して保存しなければならないものとする。</p> <p>5 第六十三条第四項（青色申告者の帳簿書類の整理保存）の規定は前項の期間の計算について</p>	<p>その他これらに類する書類（自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものは、当該写しを含む。）</p> <p>4 居住者等は、第一項の帳簿（その年において法第 231 条の 2 第 1 項に規定する業務に関して作成したその他の帳簿及び前項各号に掲げる書類を含む。次項において「帳簿等」という。）を、第 63 条第 4 項（青色申告者の帳簿書類の整理保存）に規定する起算日から 7 年間（その他の帳簿及び前項各号に掲げる書類にあつては、5 年間）、その者の住所地若しくは居所地又はその営む事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。この場合において、前項各号に掲げる書類は、これを整理して保存しなければならないものとする。</p> <p>5 第六十三条第五項の規定は、前項の規定による帳簿等の保存について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項各号に掲げる帳簿及び書類の」とあるのは「第百二条第 4 項（事業所得等に係る取引に関する帳簿の記録の方法及び帳簿書類の保存）に規定する帳簿等の」と、同項の表の第一号中「第一項第三号」とあるのは「第百二条第三項第 2 号」と、同表の第二号中「第一項各号に掲げる帳簿及び書類」とあるのは「第百二条第一項の帳簿」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 項で保存期間を定めている。起算日を 4 項、5 項で整理した。</p> <table border="1" data-bbox="986 405 1366 965"> <tr> <th colspan="3">白色申告者の保存期間 (平成 26 年 1 月 1 日以後)</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>帳簿</td> <td>7 年</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>・その他の帳簿 ・決算に関して作成した棚卸表その他の書類 ・業務に関して作成し又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類 (自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものは、当該写しを含む。)</td> <td>5 年</td> </tr> </table> <p>4 項、5 項による起算日</p> <p>表 1 の帳簿……帳簿を閉鎖した日の属する年の翌年 3 月 15 日の翌日（から 7 年間） 帳簿を何年も継続して記帳する場合も、その帳簿を閉めた年の翌年の 3 月 16 日から 7 年間となる。</p> <p>表 2 の書類……作成または受領の日の属する年の翌年 3 月 15 日の翌日（から 5 年間）</p> <p>この条は記録保存対象者の範囲、判定基準、記録保存の内容、保存期間と起算日を規定していたが、すべての個人事業所得者に記帳・保存義務が課せられたことから、保存内容</p>	白色申告者の保存期間 (平成 26 年 1 月 1 日以後)			1	帳簿	7 年	2	・その他の帳簿 ・決算に関して作成した棚卸表その他の書類 ・業務に関して作成し又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類 (自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものは、当該写しを含む。)	5 年
白色申告者の保存期間 (平成 26 年 1 月 1 日以後)											
1	帳簿	7 年									
2	・その他の帳簿 ・決算に関して作成した棚卸表その他の書類 ・業務に関して作成し又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類 (自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものは、当該写しを含む。)	5 年									

<p>て、同条第五項の規定は前項の規定による保存について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第百二条第四項（事業所得等に係る取引に関する帳簿の保存）」と、同条第五項中「第一項各号に掲げる帳簿及び書類の」とあるのは「第百二条第一項の帳簿及び同条第三項に規定する書類の」と、「同項」とあるのは「同条第四項」と、同項の表の第一号中「第一項第三号に掲げる」とあるのは「第百二条第三項に規定する」と、同表の第二号中「第一項各号に掲げる帳簿及び書類」とあるのは「第百二条第一項の帳簿」と読み替えるものとする。</p> <p>6 財務大臣は、第二項の定めをしたときは、これを告示する。</p> <p>（事業所得等に係る取引に関する帳簿書類の整理保存）</p> <p>第百三条 法第二百三十一条の二第三項（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）に規定する財務省令で定める者は、その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者（その年の前々年分の確定申告書若しくは同項に規定する総収入金額報告書をもその年の前年十二月三十一日において提出している者又はその年の前々年分の確定申告書若しくは当該総収入金額報告書をもその年の三月三十一日において提出している者を除く。）で次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 その年の前々年分の所得税につきその年の前年十二月三十一日以前に決定を受けた者</p> <p>二 その年の前々年分の所得税につきその年の三月三十一日以前に決定を受けた者</p> <p>2 法第二百三十一条の二第</p>	<p>6 財務大臣は、第二項の規定により記録の方法を定めたときは、これを告示する。</p> <p>削除</p>	<p>等について整理して前条に統合したうえで削除される。</p>
--	---	----------------------------------

<p>三項の規定の適用を受ける同項に規定する居住者又は非居住者は、その年において同項に規定する業務に関して作成し、又は受領した次に掲げる帳簿及び書類（同条第一項又は法第四百四十八条第一項（青色申告者の帳簿書類）（法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて保存している帳簿及び書類を除く。以下この項において同じ。）を整理し、五年間、これをその者の住所地若しくは居所地又はその営む事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存するものとする。</p> <p>一 その年において当該業務に関して作成した帳簿及びその年の決算に関して作成した棚卸表その他の書類</p> <p>二 その年において当該業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類（自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものは、当該写しを含む。）</p> <p>3 第六十三条第四項（青色申告者の帳簿書類の整理保存）の規定は前項の期間の計算について、同条第五項（同項の表の第二号に係る部分を除く。）の規定は前項の規定による保存について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第三百三条第二項（事業所得等に係る取引に関する帳簿書類の整理保存）」と、同条第五項中「第一項各号」とあるのは「第三百三条第二項各号」と、同項の表の第一号中「第一項第三号」とあるのは「第三百三条第二項第二号」と読み替えるものとする。</p>		
--	--	--